## 令和7年度兵庫県戦没者追悼式祭壇設営業務公募型プロポーザル募集要綱

#### 1 趣旨

令和7年度兵庫県戦没者追悼式祭壇設営業務を実施する者を選定するための公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施する。

#### 2 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体(個人を除く)で、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 兵庫県の入札参加資格者名簿登録業者
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定による一般競争入 札の参加者の資格制限を受けている者
  - イ 応募図書(6(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において、県の指名 停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2項に規定する暴力団又は暴力団員の統制の下にある者
- (5) 県内において追悼式典の祭壇設営を行った実績を有すること。

## 3 契約期間

契約日から令和7年8月1日(金)まで

## 4 委託費

仕様書参照

#### 5 業務内容

仕様書参照

## 6 プロポーザルに係る手続

## (1)募集要綱の配布及び応募図書の提出

令和7年3月7日(金)から同年3月21日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時まで

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

イ 提出方法

応募しようとする者は応募図書を作成すること。

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年3月21日(金)までに事務局

に到着するように提出すること。

# (2)募集要綱等の内容に関する質問及び回答

ア 質問受付期間

令和7年3月7日(金)から同年3月13日(木)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の各日午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

質問書(様式第3号)

ウ 方法

FAX又は電子メールにより提出し、電話で到着を確認すること。

エ 質問に対する回答 令和7年3月17日(月)までに質問者に回答する。

## (3)書類の作成及び提出

この募集要綱のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)各1部(ただし、イ〜カについては6部)を事務局へ提出すること。

- ア 応募申請書(様式1)
- イ 業務推進体制報告書(様式2)
- ウ 企画提案書(様式任意)
- 工 経費積算見積書(様式任意)
- オ その他提案内容を説明する参考書類(様式任意)
- カ 会社概要等提案者の概要を説明する書類

#### (4)費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

#### (5) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

## 7 審査

## (1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を実施する者を選定する。 なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、応 募者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行うことがある。

ア 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績等

イ その他 祭壇のデザイン及び規模感

# (2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

#### 8 業務の内容等

- (1) 県は、業務を実施する者として選定されたもの(以下「選定事業者」という。)と提案事業の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定事業者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2)選定事業者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部 を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定事業者に対して支払った契約料の全部又は 一部の返還を求めることがある。
- (3)選定事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、 事業日誌等)を事業終了後5年間保存すること。

- (4)選定事業者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、 個人情報を適切に扱うこと。
- (5) 選定事業者は、当該契約により受託した事業に関して知り得た秘密を、第三者に開示・ 公表・配布しないこと。

## 9 事務局

兵庫県福祉部地域福祉課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電 話 078-362-3204